

平成 28 年 7 月 14 日
日本原子力研究開発機構
高速増殖原型炉もんじゅ

顛末書「A1 次補助系予熱制御盤 2 (C-1H009-2) の点検遅れについて」

1. 事象発生の状況

平成 28 年 5 月 27 日、電気保修課長代理が保守管理業務支援システムの点検期限アラート^{*1}表示を確認した際、点検実績が未入力であった「A1 次補助系予熱制御盤 2 (C-1H009-2)」の「分解点検（電解コンデンサー交換）：周期 88M」

（以下「当該機器」という。）を含む複数件の点検項目を確認した。電気保修課長代理は、当該機器を所管するチームリーダ（以下「TL」という。）に、点検実績を確認の上、早急に保守管理業務支援システムに入力することを指示した。

TL は、当該機器の担当者へ情報を伝えるとともに、両者で発注仕様書と作業要領書を確認した際、当該機器の点検が実施対象から漏れていることが発覚したことから、口頭にて電気保修課長へその旨を報告した。

電気保修課長は、TL からの報告を受け、当該機器の状況をプラント保全部長へ報告し、プラント保全部長より点検の実施について速やかに確認するよう指示を受けた。電気保修課長は、TL へ点検期限内（平成 28 年 5 月）に点検を行うことが可能であるかをプラント保全部外の関係各所と検討するよう口頭指示を行った。

電気保修課の検討の結果、同年 5 月 30 日時点のプラント状態では 1 次オーバーフロー系が充填状態であり、当該機器を停止することができない状態であり、点検を実施するためにはプラント状態を変更する必要があった。

※1：保守管理業務支援システムでは、担当者が自ら前倒しした点検項目に対して表示される点検予定アラートと、保全計画に定める点検期限に対する点検期限アラートの 2 種類が存在する。

2. 不適合管理

平成 28 年 5 月 30 日、電気保修課は、「もんじゅ不適合管理要領」に基づき、当該機器の点検の遅れに対する不適合報告書^{*2}を発行し、不適合により管理された状態で今後の対応を行うこととした。

同不適合報告書は、同日（5 月 30 日付け）で所長承認を得ており、不適合の処置にて、“当該機器の点検が可能なプラント状態となる工程変更の検討を技術総括課に依頼し、変更された工程により当該機器の点検を実施する”ことを不

適合の除去とした。

電気保修課は、同不適合報告書に基づき、技術総括課にプラント状態の変更の必要があることを連絡し、技術総括課は、当該機器の点検を実施するために必要なプラント状態とするため、工程変更に係る会議体の審議を経て現地マスター詳細工程表を改訂し、電気保修課は同年5月31日に当該機器の点検を行い、同不適合報告書に記載されている不適合の除去を完了した。

※2：不適合報告書「「A1 次補助系予熱制御盤 2 (C-1H009-2)」の点検の遅れ」(管理番号 16-23)

3. 分析準備

(1) 時系列の作成

時系列は、保安検査での説明資料、関係者へのインタビュー及び保守管理業務支援システムのデータログ等を調査し、事実を基に作成した。

(2) 頂上事象の特定

時系列より、事象が発生した次の内容を頂上事象とし、SAFER 手法に用いる分析手法により要因の抽出を行った。

電気保修課は、「A1 次補助系予熱制御盤 2 (C-1H009-2)」の「分解点検（電解コンデンサー交換）：周期 88M」の点検期限が5月末であるにも関わらず、5月27日まで点検期限が迫っていることを把握できず、急遽プラント状態を変更し点検を実施した。

4. 問題事象、直接要因の抽出

時系列にある情報を踏まえ、頂上事象から要因分析を行い、次に示す10の問題事象とそれぞれの直接要因を抽出した。なお、事象発生に直接関係する要因は、問題事象1～8である。問題事象9及び10については、事象が発生した一因となるものではなく業務の各段階を確認した際に抽出した要因である。

(1) 平成 27 年度 年度計画・予算計画作成段階（平成 26 年 5 月頃）

ルールに従ったプロセス	実際に行われたプロセス	●事象発生を防止できなかった問題事象として、本段階で問題事象-1 を抽出した。
<p>保全管理課(旧保修計画課)</p> <p>電気保修課</p> <p>年度計画表の策定</p> <p>「工事計画作成マニュアル」(MO-保全-34) 4.1 年度計画表の策定 部内各課長は、「点検計画」、「補修、取替え及び改進計画」、「特別な保全計画」のうち、次年度に点検を実施しなければならない点検対象機器（項目のリストを保守管理業務支援システムより抽出し、様式-1-1を用いて作成する。作成後は、様式-1-2に押印・添付し「年度計画表」として策定する。なお、作成時期は、概算要求の時期とする。)</p> <p>【直接要因-1-1】 「工事計画作成マニュアル」には、保全の有効性評価の承認の有無にかかわらず、承認されている点検計画に沿った年度計画を作成し、直検計画の改正ごとに年度計画をレビュー・改正することが規定されているべきであったが、当該マニュアルには「次年度に点検を実施しなければならない点検対象機器」項目のリストを保守管理システムにより抽出し、様式-1-1を用いて作成する。…作成の時期は、概算要求の時期とする。」だけが規定され、年度計画の作成・レビュー・改正を実施するための具体的な方法が規定されていなかった。</p> <p>【直接要因-1-3】 「工事計画作成マニュアル」には、点検計画から次年度のタスク抽出時に、プラント状態に照らして点検ができるない月のタスクが抽出されているが、複数年で実施を完了する点検のタスクが抽出されているなどの抜けが発生しやすい留意点が規定されているべきであったが、当該マニュアルには「次年度に点検を実施しなければならない点検対象機器」項目のリストを保守管理システムにより抽出し、様式-1-1を用いて作成する。…作成の時期は、概算要求の時期とする。」と規定されているのみであり、年度計画を確認する際の留意点が規定されていなかった。</p> <p>予算計画表の策定</p> <p>「工事計画作成マニュアル」(MO-保全-34) 4.2 予算計画の作成 「点検計画」、「補修、取替え及び改進計画」及び「特別な保全計画」を実施するために必要な予算措置を行うため、次の手順により確認し、プラント保全部長の承認を得る。なお、確認時期は概算要求の時期とする。 …以下省略…</p>	<p>保全管理課(旧保修計画課)等</p> <p>電気保修課</p> <p>年度計画表の策定</p> <p>「保守管理業務支援システム」より年度計画のベースとなるリストを抽出し、各課に対し業連「平成27年度概算予算編成作業依頼について」にて年度計画表の作成、予算計画表の作成及び概算予算編成リストとの整合確認を依頼した。</p> <p>【問題事象-10】 「工事計画作成マニュアル」には、4.1～4.3について保守管理業務支援システムからのリストの抽出は部内各課長が実施する規定であったが、実際の保守管理業務支援システムからはデータの抽出が容易ではなく、保全管理課が実施していた。</p> <p>【直接要因-10-1】 保全管理課は、部内各課が保守管理業務支援システムよりリストの抽出は点検計画の改正頻度が高、年度計画データに点検計画データの改正部分をマクロで上書きするような高度なマクロ技術が必要であることを踏まえ、保全管理課が実施するよう「工事計画作成マニュアル」を改正した上で実施すべきであったが、当該マニュアルの改正を行わずに、保全管理課自らにてデータの抽出作業を行った。</p> <p>【直接要因-1-2】 電気保修課担当者は、年度計画データが保守管理業務のコアプロセスであることを認識するべきであったが、「工事計画作成マニュアル」には年度計画が概算要求の時期に作成するもの、予算計画も概算要求に作成するものであるため、予算を確保するためのツールという認識を持っていた。</p> <p>予算計画表の策定</p> <p>保修計画課からの業連を受け、「平成27年度概算予算編成リスト」を作成し、これを流用し「予算計画表」(様式-2)及び別紙を作成し、課長が承認した。</p> <p>【直接要因-1-2】(両掲) 電気保修課担当者は、年度計画データが保守管理業務のコアプロセスであることを認識するべきであったが、「工事計画作成マニュアル」には年度計画が概算要求の時期に作成するもの、予算計画も概算要求に作成するものであるため、予算を確保するためのツールという認識を持っていた。</p>	<p>●本来であれば、年度計画の作成時に平成 28 年度の設備点検概略工程（案）を踏まえ、当該機器の点検時期「平成 28 年 5 月」では点検が不可能であることとして、平成 27 年度に前倒ししなければならなかつたが、電気保修課担当者は、保全の有効性評価を実施して点検間隔/頻度を変更しようと考えており、平成 27 年度 年度計画表には反映していなかつた。</p> <p>●この問題事象-1 には、次の 3 つの直接要因が起因している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 つ目は、直接要因-1-1 に示すマニュアルの記載不足によるものであった。 ・2 つ目は、直接要因-1-2 に示す担当者が年度計画を作成する目的が、予算を確保するためのツールという認識により、年度計画を確実に作り込むという認識がなかつた。 ・3 つ目は、直接要因-1-3 に示す担当者を管理する TL の確認する際の留意点がマニュアルに明記されていなかつたことである。 <p>●問題事象-10 については、最後に説明する。</p>

(2) 1次主冷却系等設備点検 発注仕様書作成段階（平成26年5月頃）

ルールに従ったプロセス		実際に行われたプロセス		
保全管理課(旧保修計画課)等	電気保修課	保全管理課(旧保修計画課)等	電気保修課	
<p>「ルールに従ったプロセス」</p> <p>保全管理課(旧保修計画課)等</p> <p>電気保修課</p> <p>仕様書作成</p> <p>「もんじゅ物品等調達管理要領」(DAP740) 別添1 請負作業等仕様書 標準様式記載要領 ・保全計画に基づく発注作業は、点検計画、補修、取替え及び改修計画、特別な保全計画に規定する項目及び内容(点検期限を含む)が確実に受注者に伝わるようこれらの計画の必要箇所を抜粋し、引合仕様書に添付すること。</p> <p>仕様書の確認</p> <p>「工事計画作成マニュアル」(MO-保全-34) 4.2 予算計画の作成 「点検計画」、「補修、取替え及び改修計画」及び「特別な保全計画」を実施するために必要な予算措置を行うため、次の手順により確認し、フロント保全部長の承認を得る。なお、確認時期は概算要求の時期とする。 …以下省略…</p> <p>【直換要因-2-1】 フロント保全部には、「もんじゅ物品等調達管理要領」に記載する仕様書の記載ルールに対し、TLとして未点検機器の発生を防止するため、必要な点検が仕様書に取り込まれていることを確認すべきことをマニュアルに定めておくべきであったが、『もんじゅ物品等調達管理要領』に記載する調達要求事項に対し、「もんじゅ物品等調達管理要領」に記載する仕様書の記載ルールのチェック、未点検機器の発生を防止するため必要な点検が仕様書に取り込まれていることを確認するチェックを定めたマニュアルはなかった</p>	<p>「実際に行われたプロセス」</p> <p>保全管理課(旧保修計画課)等</p> <p>電気保修課</p> <p>仕様書作成</p> <p>該当する点検計画、補修、取替え及び改修計画、特別な保全計画の項目及び内容(点検期限を含む)を添付した。</p> <p>【問題事象-2】 電気保修課担当者は、年度計画データを確実に取り込み、年度計画により、当該機器の発注仕様書である1次主冷却系等設備点検の電気保修課分の技術仕様へ当該機器の点検を入れるべきであったが、当該機器の点検期間/頻度を保全の有効性評価にて変更しようと考えており、平成27年度及び平成28年度の仕様内容に取り込まなかった</p> <p>【直換要因-2-2】の記載と同様の要因が抽出される。</p> <p>本来であれば、電気保修課担当者は、当該機器の発注仕様書である1次主冷却系等設備点検の電気保修課分の技術仕様へ当該機器の点検を取り込むため、年度計画を点検計画に合わせて改正すること、年度計画が遵守管理業務のコアプロセスであることを認識していないからであった</p> <p>仕様書の確認</p> <p>TLは、全体的な構成、添付資料が揃っているかや担当者の口頭質問、自分が気になるところを確認した。</p>			

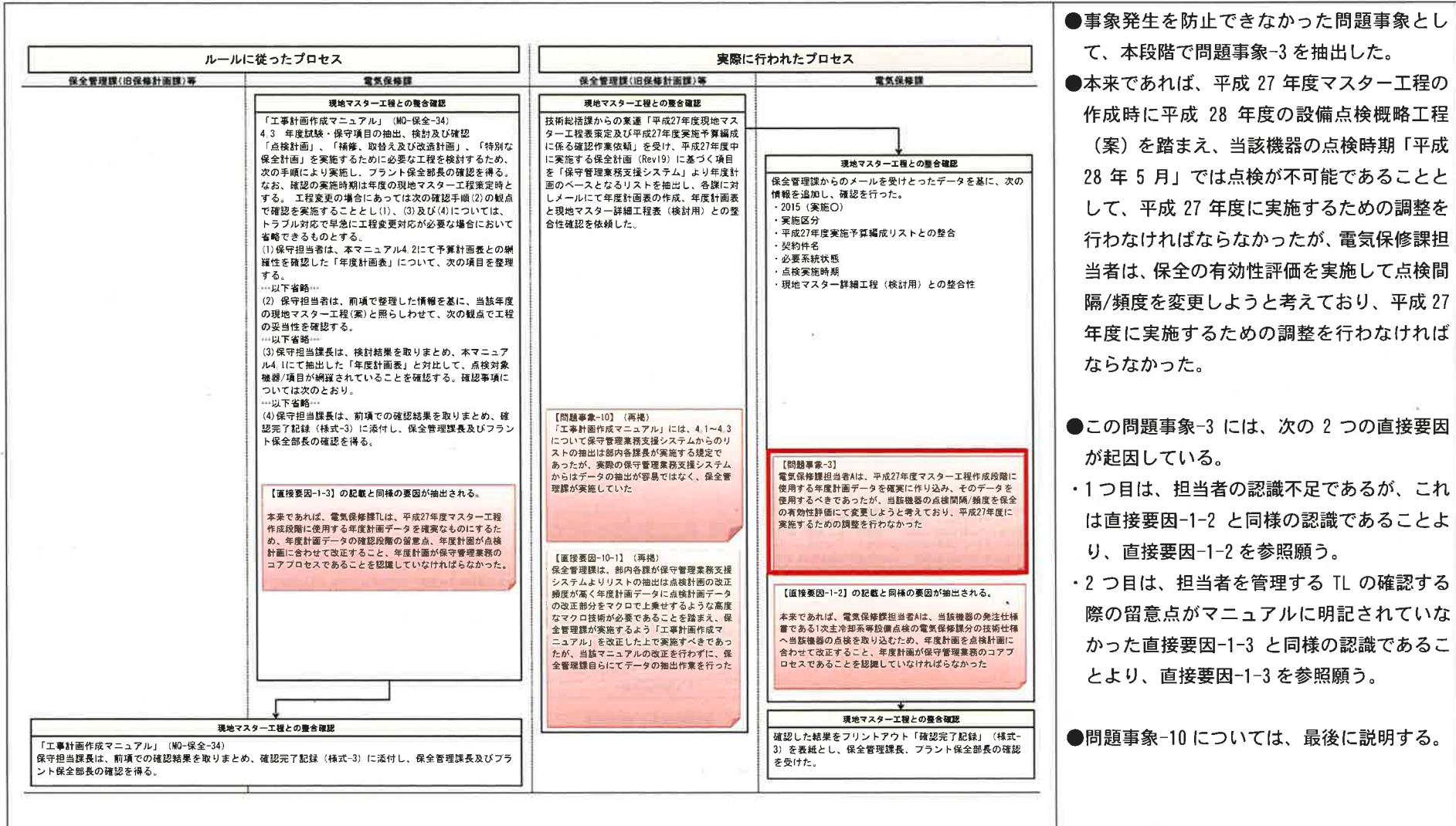
●事象発生を防止できなかった問題事象として、本段階で問題事象-2を抽出した。

●本来であれば、当該機器の発注仕様書を作成する際、当該機器の点検を入れるべきであったが、電気保修課担当者は、保全の有効性評価を実施して点検間隔/頻度を変更しようと考えており、仕様内容に取り込まなかった

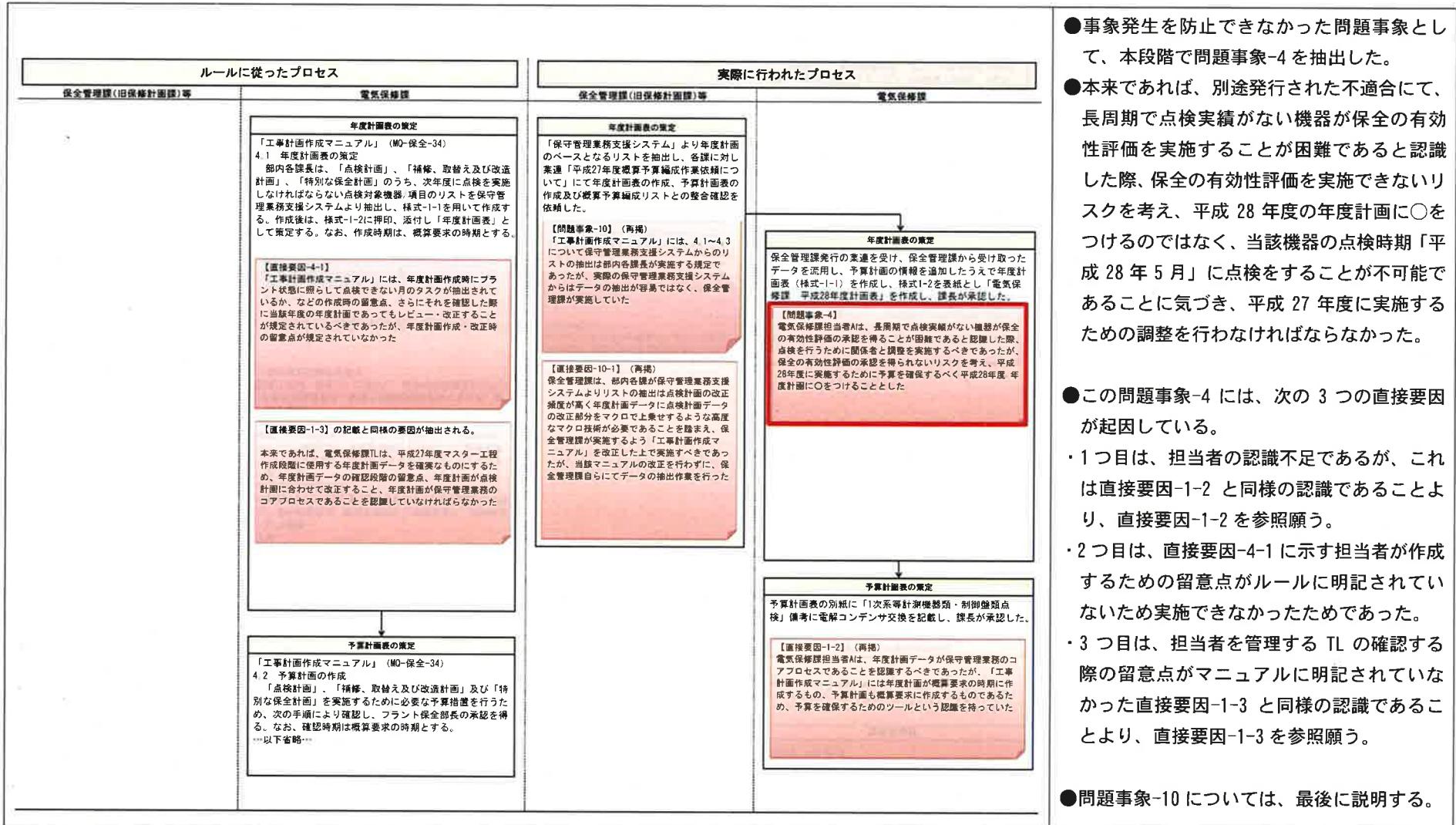
●この問題事象-2には、次の2つの直接要因が起因している。

- 1つ目は、担当者の認識不足であるが、これは直接要因-1-2と同様の認識であることより、直接要因-1-2を参照願う。
- 2つ目は、直接要因-2-1に示す担当者を管理するTLの確認するプロセスがルール化されていなかったためであった。

(3) 平成 27 年度 マスター工程作成段階（平成 27 年 1 月～2 月頃）



(4) 平成 28 年度 年度計画作成段階（平成 27 年 4 月～5 月頃）



●事象発生を防止できなかった問題事象として、本段階で問題事象-4を抽出した。

●本来であれば、別途発行された不適合にて、長周期で点検実績がない機器が保全の有効性評価を実施することが困難であると認識した際、保全の有効性評価を実施できないリスクを考え、平成 28 年度の年度計画に○をつけるのではなく、当該機器の点検時期「平成 28 年 5 月」に点検をすることが不可能であることに気づき、平成 27 年度に実施するための調整を行わなければならなかった。

●この問題事象-4 には、次の 3 つの直接要因が起因している。

- 1 つ目は、担当者の認識不足であるが、これは直接要因-1-2 と同様の認識であることより、直接要因-1-2 を参照願う。
- 2 つ目は、直接要因-4-1 に示す担当者が作成するための留意点がルールに明記されていないため実施できなかったためであった。
- 3 つ目は、担当者を管理する TL の確認する際の留意点がマニュアルに明記されていなかった直接要因-1-3 と同様の認識であることより、直接要因-1-3 を参照願う。

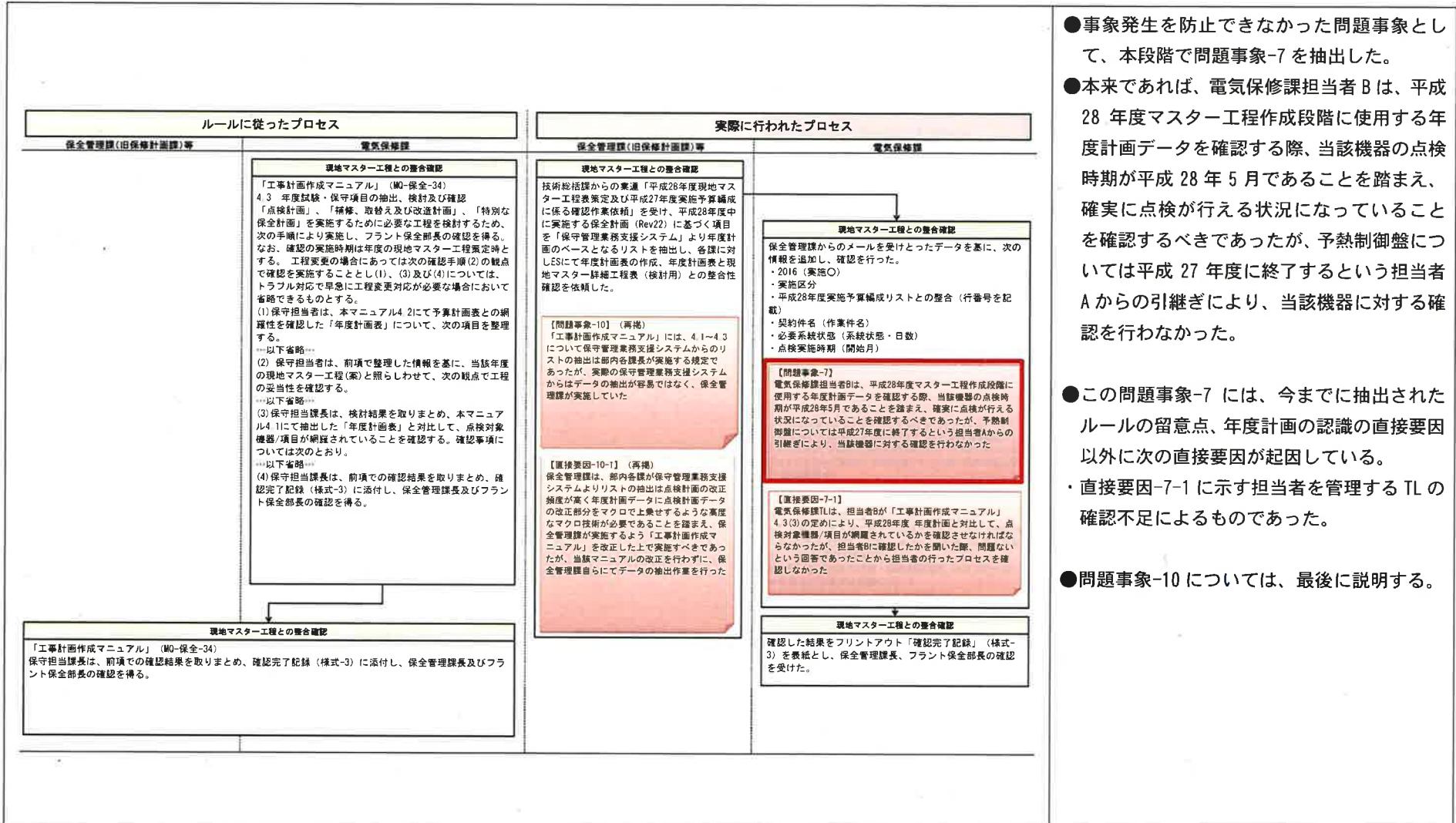
●問題事象-10 については、最後に説明する。

(5) 電気保修課担当者 A から担当者 B への業務引継ぎ段階（平成 27 年 6 月）

(6) 平成 28 年度 担当者点検予定変更段階（平成 27 年 12 月）

ルールに従ったプロセス	実際に行われたプロセス										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>保全管理課（旧保修計画課）等</th> <th>電気保修課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">引継書の記載</td> </tr> <tr> <td> <p>「引継書作成・管理マニュアル」（M0-保全-18） 4. 業務引継書の作成・管理体制 (1) 作成 (2) 作成の際の留意点 (a) 説明的な記載に努め、かつ、できるだけグラフ及び図面等を利用して分かりやすく表現する。必要に応じ、適用又は準用すべき法令、社内規定類の名称及び条項を記載する。 (b) 委外関係、法令又は社内規定類と関連する事項は、明示する。 (例：クレーンの止留報告書等法令手続の有無及びその時期) (c) サーバ内フォルダのアドレスを明記する。 (d) 必要に応じ、資料等の所在を明記する。 (e) 手書き書類の引継ぎを確実に実施する。 (f) 業務に関係する不適合については、不適合管理状況を記載する。 (g) 課題及びその対応案、今後の点検、検査等の予定を記載する。 (h) 必要に応じ現場の確認を実施する。</p> <p>【直接要因-5-1】 「引継書作成・管理マニュアル」には、年度計画との紐付け、完結していない業務の仕掛け、未点検機器となる可能性のある機器に対して確實に引き継ぐこと、また引継ぎ後、交代者が、自設備の点検計画の点検間隔/頻度を確認し、年度計画に確実に反映できていることを確認することが規定されているべきであったが、引継ぎ際の留意点が不足していた。</p> </td> <td> <p>保全管理課（旧保修計画課）等</p> <p>電気保修課</p> <p>引継書の記載</p> <p>電気保修課担当者Aは、引継書を作成した。 今後発行が必要な件要素について 6) 1次主冷却系装置類・制御盤類点検（A, B, Cグループ） 8) 予熱制御盤類点検操作 H26年度の作業票（S-EM-14-0134）を参考に作成ください。 引継書には予熱制御盤の点検当該機器に関する契約や保全の有効性評価に係る事項が記載されていない。</p> <p>【問題事象-5】 電気保修課担当者Aは、出向解除となった際、引継ぎ者である担当者Bに当該機器の状況を確実に伝えるべきであったが、担当者Bに当該機器の状況を伝えず、担当者Bは当該機器の点検は平成27年度に完了するものと思い込み、当該機器の状況を把握できなかった。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">点検予定の変更</td> </tr> <tr> <td> <p>「保守管理業務支援システムに係わる保全データ管理マニュアル」（M0-保全-37） 「保守管理業務支援システム取扱説明書」 ・関連する記載なし</p> <p>【直接要因-6-1】 電気保修課担当者Bは、年度計画が保守管理業務のコアプロセスであることを認識し、点検時期を詮えた年度計画を確認するべきであったが、「保守管理業務支援システムに係わる保全データ管理マニュアル」又は「保守管理業務支援システム取扱説明書」には、担当者が点検予定を変更する際に年度計画を確認することが規定されていなかった。</p> </td> <td> <p>電気保修課担当者Bは、平成28年度 年度計画に予定している当該機器の点検予定の○を移動するべきではなかったが、平成27年11月に予熱制御盤A系の点検が終了したことを受け、今後の実績入力を踏まえ、平成27年12月に保守管理業務支援システムに示す当該機器を含む平成28年度に予定していた点検予定の○を機械的に平成27年度へ移動した。</p> <p>【問題事象-6】 電気保修課担当者Bは、平成28年度 年度計画に予定している当該機器の点検予定の○を移動するべきではなかったが、平成27年11月に予熱制御盤A系の点検が終了したことを受け、今後の実績入力を踏まえ、平成27年12月に保守管理業務支援システムに示す当該機器を含む平成28年度に予定していた点検予定の○を一括で平成27年度へ移動した。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	保全管理課（旧保修計画課）等	電気保修課	引継書の記載		<p>「引継書作成・管理マニュアル」（M0-保全-18） 4. 業務引継書の作成・管理体制 (1) 作成 (2) 作成の際の留意点 (a) 説明的な記載に努め、かつ、できるだけグラフ及び図面等を利用して分かりやすく表現する。必要に応じ、適用又は準用すべき法令、社内規定類の名称及び条項を記載する。 (b) 委外関係、法令又は社内規定類と関連する事項は、明示する。 (例：クレーンの止留報告書等法令手続の有無及びその時期) (c) サーバ内フォルダのアドレスを明記する。 (d) 必要に応じ、資料等の所在を明記する。 (e) 手書き書類の引継ぎを確実に実施する。 (f) 業務に関係する不適合については、不適合管理状況を記載する。 (g) 課題及びその対応案、今後の点検、検査等の予定を記載する。 (h) 必要に応じ現場の確認を実施する。</p> <p>【直接要因-5-1】 「引継書作成・管理マニュアル」には、年度計画との紐付け、完結していない業務の仕掛け、未点検機器となる可能性のある機器に対して確實に引き継ぐこと、また引継ぎ後、交代者が、自設備の点検計画の点検間隔/頻度を確認し、年度計画に確実に反映できていることを確認することが規定されているべきであったが、引継ぎ際の留意点が不足していた。</p>	<p>保全管理課（旧保修計画課）等</p> <p>電気保修課</p> <p>引継書の記載</p> <p>電気保修課担当者Aは、引継書を作成した。 今後発行が必要な件要素について 6) 1次主冷却系装置類・制御盤類点検（A, B, Cグループ） 8) 予熱制御盤類点検操作 H26年度の作業票（S-EM-14-0134）を参考に作成ください。 引継書には予熱制御盤の点検当該機器に関する契約や保全の有効性評価に係る事項が記載されていない。</p> <p>【問題事象-5】 電気保修課担当者Aは、出向解除となった際、引継ぎ者である担当者Bに当該機器の状況を確実に伝えるべきであったが、担当者Bに当該機器の状況を伝えず、担当者Bは当該機器の点検は平成27年度に完了するものと思い込み、当該機器の状況を把握できなかった。</p>	点検予定の変更		<p>「保守管理業務支援システムに係わる保全データ管理マニュアル」（M0-保全-37） 「保守管理業務支援システム取扱説明書」 ・関連する記載なし</p> <p>【直接要因-6-1】 電気保修課担当者Bは、年度計画が保守管理業務のコアプロセスであることを認識し、点検時期を詮えた年度計画を確認するべきであったが、「保守管理業務支援システムに係わる保全データ管理マニュアル」又は「保守管理業務支援システム取扱説明書」には、担当者が点検予定を変更する際に年度計画を確認することが規定されていなかった。</p>	<p>電気保修課担当者Bは、平成28年度 年度計画に予定している当該機器の点検予定の○を移動するべきではなかったが、平成27年11月に予熱制御盤A系の点検が終了したことを受け、今後の実績入力を踏まえ、平成27年12月に保守管理業務支援システムに示す当該機器を含む平成28年度に予定していた点検予定の○を機械的に平成27年度へ移動した。</p> <p>【問題事象-6】 電気保修課担当者Bは、平成28年度 年度計画に予定している当該機器の点検予定の○を移動するべきではなかったが、平成27年11月に予熱制御盤A系の点検が終了したことを受け、今後の実績入力を踏まえ、平成27年12月に保守管理業務支援システムに示す当該機器を含む平成28年度に予定していた点検予定の○を一括で平成27年度へ移動した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●事象発生を防止できなかった問題事象として、本段階で問題事象-5 を抽出した。 ●本来であれば、電気保修課担当者 A は、出向解除となった際、引継ぎ者である担当者 B に当該機器の状況を確実に伝えるべきであったが、担当者 B に当該機器の状況を伝えず、担当者 B は当該機器の点検は平成 27 年度に完了するものと思い込み、当該機器の状況を把握できなかった。 ●この問題事象-5 には、次の直接要因が起因している。 <ul style="list-style-type: none"> 直接要因-5-1 に示す引継ぎ際の留意点がルール化されていなかったためであった。 ●事象発生を防止できなかった問題事象として、本段階で問題事象-6 を抽出した。 ●本来であれば、保守管理業務支援システムの点検予定を移動する際、平成 28 年度 年度計画との整合を確認し、点検を実施していないことに気付くべきであったが、保守管理業務支援システムに示す当該機器を含む平成 28 年度に予定していた点検予定の○を一括で平成 27 年度へ移動した。 ●この問題事象-6 には、次の直接要因が起因している。 <ul style="list-style-type: none"> 直接要因-6-1 に示す保守管理業務支援システム上の点検予定の○を移動する際に年度計画との整合を確認することがルール化されていなかったためであった。
保全管理課（旧保修計画課）等	電気保修課										
引継書の記載											
<p>「引継書作成・管理マニュアル」（M0-保全-18） 4. 業務引継書の作成・管理体制 (1) 作成 (2) 作成の際の留意点 (a) 説明的な記載に努め、かつ、できるだけグラフ及び図面等を利用して分かりやすく表現する。必要に応じ、適用又は準用すべき法令、社内規定類の名称及び条項を記載する。 (b) 委外関係、法令又は社内規定類と関連する事項は、明示する。 (例：クレーンの止留報告書等法令手続の有無及びその時期) (c) サーバ内フォルダのアドレスを明記する。 (d) 必要に応じ、資料等の所在を明記する。 (e) 手書き書類の引継ぎを確実に実施する。 (f) 業務に関係する不適合については、不適合管理状況を記載する。 (g) 課題及びその対応案、今後の点検、検査等の予定を記載する。 (h) 必要に応じ現場の確認を実施する。</p> <p>【直接要因-5-1】 「引継書作成・管理マニュアル」には、年度計画との紐付け、完結していない業務の仕掛け、未点検機器となる可能性のある機器に対して確實に引き継ぐこと、また引継ぎ後、交代者が、自設備の点検計画の点検間隔/頻度を確認し、年度計画に確実に反映できていることを確認することが規定されているべきであったが、引継ぎ際の留意点が不足していた。</p>	<p>保全管理課（旧保修計画課）等</p> <p>電気保修課</p> <p>引継書の記載</p> <p>電気保修課担当者Aは、引継書を作成した。 今後発行が必要な件要素について 6) 1次主冷却系装置類・制御盤類点検（A, B, Cグループ） 8) 予熱制御盤類点検操作 H26年度の作業票（S-EM-14-0134）を参考に作成ください。 引継書には予熱制御盤の点検当該機器に関する契約や保全の有効性評価に係る事項が記載されていない。</p> <p>【問題事象-5】 電気保修課担当者Aは、出向解除となった際、引継ぎ者である担当者Bに当該機器の状況を確実に伝えるべきであったが、担当者Bに当該機器の状況を伝えず、担当者Bは当該機器の点検は平成27年度に完了するものと思い込み、当該機器の状況を把握できなかった。</p>										
点検予定の変更											
<p>「保守管理業務支援システムに係わる保全データ管理マニュアル」（M0-保全-37） 「保守管理業務支援システム取扱説明書」 ・関連する記載なし</p> <p>【直接要因-6-1】 電気保修課担当者Bは、年度計画が保守管理業務のコアプロセスであることを認識し、点検時期を詮えた年度計画を確認するべきであったが、「保守管理業務支援システムに係わる保全データ管理マニュアル」又は「保守管理業務支援システム取扱説明書」には、担当者が点検予定を変更する際に年度計画を確認することが規定されていなかった。</p>	<p>電気保修課担当者Bは、平成28年度 年度計画に予定している当該機器の点検予定の○を移動するべきではなかったが、平成27年11月に予熱制御盤A系の点検が終了したことを受け、今後の実績入力を踏まえ、平成27年12月に保守管理業務支援システムに示す当該機器を含む平成28年度に予定していた点検予定の○を機械的に平成27年度へ移動した。</p> <p>【問題事象-6】 電気保修課担当者Bは、平成28年度 年度計画に予定している当該機器の点検予定の○を移動するべきではなかったが、平成27年11月に予熱制御盤A系の点検が終了したことを受け、今後の実績入力を踏まえ、平成27年12月に保守管理業務支援システムに示す当該機器を含む平成28年度に予定していた点検予定の○を一括で平成27年度へ移動した。</p>										
		7									

(7) 平成 28 年度 マスター工程作成段階（平成 28 年 1 月～2 月頃）



(8) アラート警告表示段階（平成 28 年 1 月～5 月）

ルールに従ったプロセス		実際に行われたプロセス		●事象発生を防止できなかった問題事象として、本段階で問題事象-8 を抽出した。
保全管理課(旧保修計画課)等	電気保修課	保全管理課(旧保修計画課)等	電気保修課	
<p>アラートの管理</p> <p>「アラートの管理」に基づく確認については、QMS文書上規定されていない</p> <p>【直接要因-8-2】</p> <p>フロント保全部では、保守管理業務支援システムに対するアラートの重要性を認識させるため、アラート表示後の確認の方法や確認時期、フォロー等の方法が規定されているべきであったが、アラート管理（アラート表示後の確認の方法や確認時期、フォロー等）に対する規定がルール化されていなかった</p>		<p>システムによるアラート</p> <p>平成28年5月に点検期限を迎える当該機器は、平成27年12月9日に平成28年3月に点検予定期が誤って変更されていたことから、平成28年1月より「点検予定期が誤っている」アラートが発出し、平成28年3月には「点検期限が近付いている」アラートが発出していた。</p> <p>【直接要因-8-1】</p> <p>電気保修課は、担当者Aが出向解除となり担当者の所管していた設備について担当者Bへの保守管理業務支援システムの担当者データを変更する際、担当者Aから担当者Bに与るべきであったが、担当者Dと誤って入力されていて気に付かなかった</p>	<p>アラートの管理</p> <p>平成28年1月～3月にかけ表示された点検予定期に対するアラート及び平成28年3月～5月にかけ表示された点検期限に対するアラートに気付かなかった</p> <p>【問題事象-8】</p> <p>電気保修課担当者Bは、平成28年1月～3月にかけ表示された点検予定期に対するアラート及び平成28年3月～5月にかけ表示された点検期限に対するアラートを確認し、当該機器の状況に気付くべきであったが、平成28年1月～3月にかけ表示された点検予定期に対するアラート及び平成28年3月～5月にかけ表示された点検期限に対するアラートに気付かなかった。</p>	<p>●本来であれば、電気保修課担当者Bは、平成28年1月～3月にかけ表示された点検予定期に対するアラート及び平成28年3月～5月にかけ表示された点検期限に対するアラートを確認し、当該機器の状況に気付くべきであったが、平成28年1月～3月にかけ表示された点検予定期に対するアラート及び平成28年3月～5月にかけ表示された点検期限に対するアラートに気付かなかった。</p> <p>●この問題事象-8 には、次の 2 つの直接要因が起因している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1つ目は、直接要因-8-1 に示す担当者の入力間違いにより当該機器のアラートを認識できなかったためであった。 2つ目は、直接要因-8-2 に示す担当者以外の者が気付くために、アラートの確認を行うルールがなかったためであった。

(9) 月間レビュー実績管理段階

(10) システムデータ抽出段階

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">ルールに従ったプロセス</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">実際に行われたプロセス</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px;"> <p>保全管理課(旧保修計画課)等</p> <p>実績の確認</p> <p>「保全計画作業実績管理要領」(M0715-21) 第6条 保全管理課長により、次の項目を抽出して保全計画作業実績管理表を作成し、翌月に保守担当課により実績の確認を実施する。 ・当該月に期限を迎える項目 ・点検期限が当該月以外の点検を実施した項目</p> <p>【問題事象-9】 保全管理課が作成した「保全計画作業実績管理要領」では、次回点検期限までに点検開始したことを確認の管理が行える仕組みとするべきであったが、点検実績のみが管理されている仕組みとなっていた。</p> <p>【直接要因-9-1】 保全管理課は、前割りした点検等を管理するために、確実な年度計画を基に当該年度に実施予定の点検が開始されたこと及び期限までに点検が完了していることを仕組みの中で明確にするべきであったが、「保全計画作業実績管理要領」では、当該月に点検期限を迎える項目等の実績管理がメインとして記載されていた。</p> </td><td style="padding: 10px;"> <p>電気保修課</p> <p>実績の確認</p> <p>「保全計画作業実績管理要領」より当該月に期限を迎える項目、点検期限が当該月以外の点検を実施した項目、点検間隔/強度と点検実績から次回点検期限を算出できない項目（使用前、燃料交換等）のデータを抽出し各課へ確認を依頼した。 ※補足 抽出されたデータには「C-1H009-2 分解点検（コンデンサ交換）」は2016年6月1日点検完了「●」が記載されている。</p> <p>実績の確認</p> <p>保全計画作業実績管理 報告書（5月分）を平成28年6月30日に所長報告を行った</p> </td></tr> </tbody> </table>	ルールに従ったプロセス	実際に行われたプロセス	<p>保全管理課(旧保修計画課)等</p> <p>実績の確認</p> <p>「保全計画作業実績管理要領」(M0715-21) 第6条 保全管理課長により、次の項目を抽出して保全計画作業実績管理表を作成し、翌月に保守担当課により実績の確認を実施する。 ・当該月に期限を迎える項目 ・点検期限が当該月以外の点検を実施した項目</p> <p>【問題事象-9】 保全管理課が作成した「保全計画作業実績管理要領」では、次回点検期限までに点検開始したことを確認の管理が行える仕組みとするべきであったが、点検実績のみが管理されている仕組みとなっていた。</p> <p>【直接要因-9-1】 保全管理課は、前割りした点検等を管理するために、確実な年度計画を基に当該年度に実施予定の点検が開始されたこと及び期限までに点検が完了していることを仕組みの中で明確にするべきであったが、「保全計画作業実績管理要領」では、当該月に点検期限を迎える項目等の実績管理がメインとして記載されていた。</p>	<p>電気保修課</p> <p>実績の確認</p> <p>「保全計画作業実績管理要領」より当該月に期限を迎える項目、点検期限が当該月以外の点検を実施した項目、点検間隔/強度と点検実績から次回点検期限を算出できない項目（使用前、燃料交換等）のデータを抽出し各課へ確認を依頼した。 ※補足 抽出されたデータには「C-1H009-2 分解点検（コンデンサ交換）」は2016年6月1日点検完了「●」が記載されている。</p> <p>実績の確認</p> <p>保全計画作業実績管理 報告書（5月分）を平成28年6月30日に所長報告を行った</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●事象が発生した一因となるものではなく業務の各段階を確認した際に抽出した問題事象として、これまでの各段階で問題事象-10 及び直接要因-10-1 を抽出した。 ●本来であれば、保守管理業務支援システムからのリストの抽出は部内各課長が実施する規定であったが、点検計画の改正頻度が高く改正部分を年度計画データにマクロで上乗せしなければならなく、実施においては高度なマクロ技術が必要であったことを踏まえ、保全管理課が実施するよう「工事計画作成マニュアル」を改正した上で実施すべきであった。
ルールに従ったプロセス	実際に行われたプロセス				
<p>保全管理課(旧保修計画課)等</p> <p>実績の確認</p> <p>「保全計画作業実績管理要領」(M0715-21) 第6条 保全管理課長により、次の項目を抽出して保全計画作業実績管理表を作成し、翌月に保守担当課により実績の確認を実施する。 ・当該月に期限を迎える項目 ・点検期限が当該月以外の点検を実施した項目</p> <p>【問題事象-9】 保全管理課が作成した「保全計画作業実績管理要領」では、次回点検期限までに点検開始したことを確認の管理が行える仕組みとするべきであったが、点検実績のみが管理されている仕組みとなっていた。</p> <p>【直接要因-9-1】 保全管理課は、前割りした点検等を管理するために、確実な年度計画を基に当該年度に実施予定の点検が開始されたこと及び期限までに点検が完了していることを仕組みの中で明確にするべきであったが、「保全計画作業実績管理要領」では、当該月に点検期限を迎える項目等の実績管理がメインとして記載されていた。</p>	<p>電気保修課</p> <p>実績の確認</p> <p>「保全計画作業実績管理要領」より当該月に期限を迎える項目、点検期限が当該月以外の点検を実施した項目、点検間隔/強度と点検実績から次回点検期限を算出できない項目（使用前、燃料交換等）のデータを抽出し各課へ確認を依頼した。 ※補足 抽出されたデータには「C-1H009-2 分解点検（コンデンサ交換）」は2016年6月1日点検完了「●」が記載されている。</p> <p>実績の確認</p> <p>保全計画作業実績管理 報告書（5月分）を平成28年6月30日に所長報告を行った</p>				

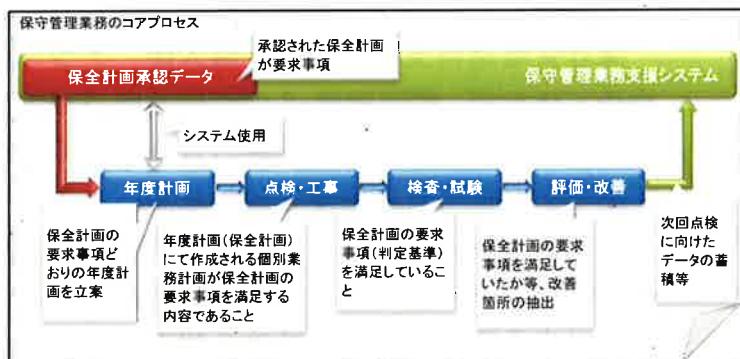
6. 組織要素を含む背後要因の抽出

上述する 10 の問題事象に対する直接要因について、分析を深掘りし、組織要素を含む背後要因についても抽出した。

6.1 年度計画について

上述する 10 の問題事象のうち、問題事象-1、問題事象 3~4 については、「工事計画作成マニュアル」に年度計画を作り込むための留意点が明記されておらず、確実な作り込みができなかつたことを直接要因として抽出している。また、TL の審査においても留意点が明記されておらず、審査に抜けが生じることとなっていた。

しかしながら、「工事計画作成マニュアル」を制定した保全管理課（旧保修計画課）では、年度計画が保守管理業務のコアプロセスとして各課に理解され、具体的な留意点を記載しなくとも適切に実施されるものと考えていた。本来であれば、保全管理課（旧保修計画課）は、年度計画が保守管理業務のコアプロセスであることを認識させるため、年度計画の位置づけ、確実に年度計画を作り込ませるための方法等を規定するべきであったが、年度計画の位置づけ、確実に年度計画を作り込ませるための方法等を規定しておらず、年度計画が保守管理業務のコアプロセスであることを各課

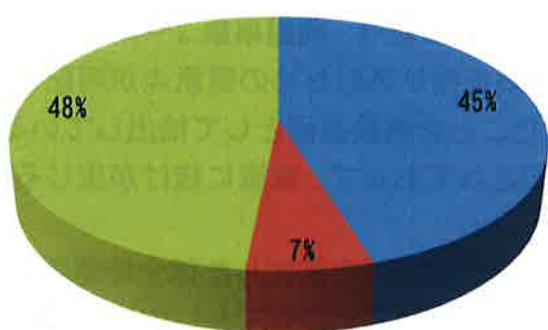


に認識させることができなかった。

また、問題事象-7 について、担当者の直接要因及び背後要因は、上記同様であった。TL に対する背後要因は、本来であれば確認作業を担当者に任せきりにせず、ラインとしてのフォローやチェックを確実に実施するべきであったが、自ら確認しておらず、ラインとしてのフォローやチェックが出来ていなかったことを背後要因として抽出した。

上記、年度計画に対する組織要素を含む背後要因が抽出されたことから、プラント保全部各課に対し、意識調査を実施した（下図参照）。その結果、年度計画の位置づけが不明確である等、電気保修課で抽出された背後要因と同様の認識であることが考えられるため、電気保修課以外の課に対しても年度計画を確実に作り込み、年度計画による管理を実施するための対策を講ずることとする。

プラント保全部各課への意識調査 「年度計画」の位置づけ、その後の使用用途について、どのように考えているか。



- a) 年度計画用のデータは、チーム所管設備の予算を取るためのツールという認識である
- b) チーム所管設備が今年度に実施するための計画という認識であり、チーム員が年度計画用のデータとして作り込んだ後はTLとして点検計画とプラント状態と突き合わせ、確実なものを作成している
- c) 自らが今年度に実施するための計画という認識はあるが、保守管理業務支援システムでも前倒し管理ができるので、年度計画の位置づけが不明確である

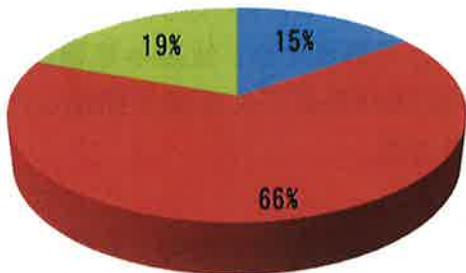
6.2 保守管理業務支援システムのアラートについて

保守管理業務支援システム導入後、アラートにより未点検機器の発生防止に努めてきたが、問題事象-8 の直接要因-8-2 では、保守管理業務支援システムに対するアラート表示後の確認の方法や確認時期、フォロー等の方法が規定されておらず、担当者が確認を行わなかったことを抽出した。本来であれば、プラント保全部長は、担当者が確実に確認するようアラート表示後の確認の方法や確認時期、フォロー等の方法を明確にするとともに、保守管理業務支援システムに対するアラートの重要性を認識させるべく保全計画課等にアラート管理のルール化を指示するべきであったが、アラートの重要性は十分認識されていると考え、アラート管理（アラート表示後の確認の方法や確認時期、フォロー等）に対するルール化を指示しなかったことによる。

また、保守管理業務支援システムの仕様においても未点検機器を再発させないため、アラートを確認する際、使用者の用途によって変更できるようにしておくべきであったが、名前表示等、階層別で表示するのに手間がかかる仕様となっていた。

上記、保守管理業務支援システムのアラートに対する組織要素を含む背後要因が抽出されたことから、プラント保全部各課に対し、意識調査を実施した（下図参照）。その結果、アラートを表示させないようにするために、点検後、すぐに実績を入力している意見が多くった。しかしながら、言われなければアラートを確認しないという意見もあり、電気保修課で抽出された背後要因と同様の認識を持っている可能性が否定できないことから、電気保修課以外の課に対してもルール化したアラート管理により、未点検機器の発生を未然に防止する対策を講ずることとする。

プラント保全部各課への意識調査 保守管理業務支援システムの自設備のアラート表示 について貴方の認識を教えてください。



- a) TLや管理職からアラートを見ろと言われれば、指示なので見るが、言われるまではアラートは見ていない。
- b) 点検予定アラートも常に確認し、特に点検超過したアラートを出さないため、すぐに実績を入力するようにしている。(又は指導している)
- c) 点検予定アラートを見ているが、点検実績の入力が記録の提出により遅れるので、点検期限アラートは意味があるが、点検予定アラートは意味がないと思っている

6.3 その他の組織要素を含む背後要因

その他の組織要素を含む背後要因として抽出したものは、次のとおりであった。

(1) 問題事象-2 の直接要因の背後要因

プラント保全部は、保守管理業務に必要な多種のQMS文書をパッケージ化し、保守管理業務に従事する担当者、TLのQMS文書の理解力向上、業務のアウトプットにバラつきを減少させるため、マニュアルを定めるべきであったが、保守管理業務に必要な多種のQMS文書をパッケージ化したマニュアルを規定していなかった。

(2) 問題事象-5 の直接要因の背後要因

保全管理課は、出向者が多く頻繁に人が入れ替わることを考慮して、年度初めに業務の引継ぎを計画して、業務の着実な伝承ができるよう十分な期間を確保するとともに、作業内容の把握を確実にしておくべきであったが、引継ぎ計画がなく不十分な引継ぎになり段取りが不足していた。

(3) 問題事象-6 の直接要因の背後要因

保全計画課は、「保守管理業務支援システムに係わる保全データ管理マニュアル」又は「保守管理業務支援システム取扱説明書」に点検予定の○を移動する際、点検時期を踏まえた年度計画を確認せることを取り決めておくべきであったが、「保守管理業務支援システムに係わる保全データ管理マニュアル」及び「保守管理業務支援システム取扱説明書」には点検予定の○を移動する際、点検時期を踏まえた年度計画を確認することを規定しなかった。

(4) 問題事象-8 の直接要因の背後要因 (6.2で記載する以外の直接要因-8-1)

保全計画課は、出向者が多く頻繁に人が入れ替わることを考慮して、担当者を変更する場合のデータ管理について課内での確認体制を確実にし、確実

なデータを申請させることを規定するべきであったが、保全計画の大幅改正のデータのやり取りを主眼におき、確実なデータを申請させることを規定しなかった。

(5) 問題事象-9 の直接要因の背後要因

保全管理課は、点検実績を確実に管理するため、確実な年度計画に基づき、点検予定と点検実績管理を行うべきであったが、仕組みを構築する際、年度計画との紐付けを検討せず、次回点検期限までに点検を開始したことの確認管理が行える仕組みとしていなかった。

(6) 問題事象-10 の直接要因の背後要因

プラント保全部長は、定めた手順を遵守させるため、手順を拡大解釈し実施している保全管理課が行う窓口業務について、プラント保全部内マニュアルを見直す必要があったが、保守担当課に引き渡す前の前処理作業は保修計画課（現保全管理課）の業務の一つであると誤認し、部マニュアルの制定等の見直しを行っておらず、QMS の維持管理に関する理解が不足していた。

7. 対策

上記、6.1 及び 6.2 にて抽出した年度計画及び保守管理業務支援システムのアラートについて、下記の対策を講ずる。なお、6.3 を含む各直接要因及び組織要素を含む背後要因の対策については、対策整理表に示すとおりである（添付資料-1 対策整理表）。

(1) 年度計画について

「工事計画作成マニュアル」に次の留意点を加え、改正する。

- ① 保全計画が改正された場合、年度計画をレビュー・改正すること及びその具体的方法を追加する。
- ② 年度計画は、保守管理業務のコアプロセス（保守管理業務支援システムで管理された保全計画承認データに基づき、保全計画の要求事項を年度単位に分割した計画）であることを明記する。
- ③ 年度計画表作成時における作成者の留意点を明記する。
 - ・ プラント状態に照らして点検ができない（前倒しが必要な）月のタスクを抽出すること。
 - ・ 複数年で実施を完了する点検（数もの）のタスクを抽出すること。
 - ・ 補修・取替及び改造計画に定めた点検を抽出すること。
- ④ 年度計画表審査者の留意点を明記する。
 - ・ プラント状態に照らして点検ができない（前倒しが必要な）月のタスクに漏れが無いこと。
 - ・ 複数年で実施を完了する点検（数もの）のタスクに漏れがないこと。

- ・補修・取替及び改造計画に定めた点検に漏れがないこと。
 - ・保全計画の改正に合せて年度計画が改正されていること。
- ⑤ 年度計画表承認者の留意点を明記する。
- ・審査が確実に行われていること。
- ⑥ 保全管理課により、年度計画表に抜けが発生しないよう確認するプロセスを追加する。
- ⑦ 長期的には、人の手を介在することを少なくするため、保守管理業務支援システムを主体的に使用し確実に業務を遂行する。そのため、保守管理業務支援システムで管理された次回点検期限や点検予定日のデータを基に自動で複数年度分の「年度計画」が抽出され、システムの情報とリンクした予算、工程の整合性確認が実施できるようシステムの改修を計画する。
- (2) 保守管理業務支援システムのアラートについて
- ① 保守管理業務支援システムに対するアラートの重要性を認識させるため、アラート管理（アラート表示後の確認の方法や確認時期、フォロー等）に対し、ルール化する。
 - ② 長期的には、人の手を介在することを少なくするため、保守管理業務支援システムを主体的に使用し確実に業務を遂行する。そのため、保守管理業務支援システムから表示されるアラートが使用者の用途によって名前表示、階層別の表示となるようシステムの改修を計画する。

8. まとめ

改善されたプロセスにて業務を遂行し、未点検機器の発生防止及び確実な保守管理業務に従事する。

なお、今回の事象は、旧36条報告書で講じた保守管理上の不備の対策に関連するものであった。

年度計画については、年度計画が機能していなかったわけではなく、年度計画を作成することで予算確保が確実となり、予定された点検は確実に実施できている。しかしながら、本事象においては、年度計画に対する管理の具体性が足りていなかったこと、年度計画が他のプロセスに影響する範囲を考慮できていなかったことにより、起こり得た事象であったと判断する。

また、旧36条報告書では、保守管理業務支援システムを本格運用後、アラートにより未点検機器の発生を未然防止できると表明している。各課への意識調査結果にあるように、未点検機器を発生させないため、点検後すぐに実績を入

力し、予定された点検が確実に実施できていることは確認できている。しかしながら、本事象や一部の意識調査の結果にあるように、少数であってもアラートに対する意識が低下していることを今回の事象により把握することができた。今後も継続して、これまでに講じた対策を実施するとともに、アラートに対する管理をルール化し、確実に未点検機器の発生を未然防止する。

以上

対策整理表(1/3)

No.	段階	問題事象	直接要因	直接要因に対する対策	組織要素を含んだ背後要因	組織要素を含んだ背後要因に対する対策
1	平成27年度 年度計画・ 予算計画作 成段階 (平成26年 4月～5月 頃)	【問題事象-1】 電気保修課担当者Aは、平成27年度 年度計画・予算計画作成段階において、平成28年5月に当該点検が出来ないことを踏まえ、平成27年度 年度計画データに取り込んで平成27年度中に実施するべきであったが、当該機器の点検間隔/頻度を保全の有効性評価※1にて変更しようと考へており、平成27年度 年度計画データに当該設備の点検を抽出しなかった 【B-1】	【直接要因-1-1】 「工事計画作成マニュアル」には、保全の有効性評価の承認の有無にかかわらず、承認されている点検計画に沿った年度計画を作成し、点検計画の改正ごとに年度計画をレビュー・改正することが規定されているべきであったが、当該マニュアルには、「次年度に点検を実施しなければならない点検対象機器/項のリストを保守管理システムにより掲出し、様式-1-1を用いて作成する。…作成の時期は、概算要求の時期とする。」だけが規定され、年度計画の作成・レビュー・改正を実施するための具体的な方法が規定されていなかった 【D-1】	【直接要因-1-1の対策】 電気保修課長は、「工事計画作成マニュアル」を所管する保全管理課長に以下の改正を依頼し、結果を確認する。 ・保全計画が改正された場合、年度計画をレビュー・改正すること及びその具体的方法を追加する。	【組織要素を含んだ背後要因-1-1-1】 保修計画課（現保全管理課）は、年度計画が保守管理業務のコアプロセスであることを認識させるため、年度計画の位置づけ等を明記すべきであったが、年度計画が保守管理業務のコアプロセスであることを「工事計画作成マニュアル」に規定しなかった 【F-1】	【組織要素を含んだ背後要因-1-1-1の対策】 電気保修課長は、「工事計画作成マニュアル」を所管する保全管理課長に以下の改正を依頼し、結果を確認する。 ・年度計画は、保守管理業務のコアプロセス（保守管理業務支援システムで管理された保全計画承認データに基づき、保全計画の要求事項を年度単位に分割した計画）であることを明記する。
		【直接要因-1-2】 電気保修課担当者Aは、年度計画データが保守管理業務のコアプロセス※2であることを認識するべきであったが、「工事計画作成マニュアル」には年度計画が概算要求の時期に作成するもの、予算計画も概算要求に作成するものであるため、予算を確保するためのツールという認識を持っていた 【D-2】	【直接要因-1-2の対策】 電気保修課長は、「工事計画作成マニュアル」を所管する保全管理課長に以下の改正を依頼し、結果を確認する。 (1) 年度計画は、保守管理業務のコアプロセス（保守管理業務支援システムで管理された保全計画承認データに基づき、保全計画の要求事項を年度単位に分割した計画）であることを明記する。 (2) 年度計画表作成時における作成者の留意点を明記する。 ① プラント状態に照らして点検ができない（前倒しが必要な）月のタスクを抽出すること ② 複数年で実施を完了する点検（数もの）のタスクを抽出すること ③ 補修・取替及び改造計画に定めた点検を抽出すること	【組織要素を含んだ背後要因-1-1-1】（再掲） 保修計画課（現保全管理課）は、年度計画が保守管理業務のコアプロセスであることを認識させるため、年度計画の位置づけ等を明記すべきであったが、年度計画が保守管理業務のコアプロセスであることを「工事計画作成マニュアル」に規定しなかった 【E-2】	【組織要素を含んだ背後要因-1-1-1の対策と同じ】	
		【直接要因-1-3】 「工事計画作成マニュアル」には、点検計画から次年度のタスク抽出時に、プラント状態に照らして点検ができない月のタスクが抽出されているか、複数年で実施を完了する点検のタスクが抽出されているかなどの抜けが発生しやすい留意点が規定されているべきであったが、当該マニュアルには、「次年度に点検を実施しなければならない点検対象機器/項のリストを保守管理システムにより掲出し、様式-1-1を用いて作成する。…作成の時期は、概算要求の時期とする。」と規定されているのみであり、年度計画を確認する際の留意点が規定されていなかった 【E-5】	【直接要因-1-3の対策】 電気保修課長は、「工事計画作成マニュアル」を所管する保全管理課長に【4.1 年度計画表の作成】として以下(1)～(3)の内容を明確にする改正を依頼し、結果を確認する。 (1) 審査者の留意点 ① プラント状態に照らして点検ができない（前倒しが必要な）月のタスクに漏れがないこと ② 複数年で実施を完了する点検（数もの）のタスクに漏れがないこと ③ 補修・取替及び改造計画に定めた点検に漏れがないこと ④ 保全計画の改正に合せて年度計画が改正されていること (2) 承認者の留意点 審査が確實に行われていること。 (3) 保全管理課により、年度計画表に抜けが発生しないよう確認するプロセスを追加する。	【組織要素を含んだ背後要因-1-1-1】（再掲） 保修計画課（現保全管理課）は、年度計画が保守管理業務のコアプロセスであることを認識させるため、年度計画の位置づけ等を明記すべきであったが、年度計画が保守管理業務のコアプロセスであることを「工事計画作成マニュアル」に規定しなかった 【G-5】	【組織要素を含んだ背後要因-1-1-1の対策と同じ】	
2	発注仕様書 作成段階 平成26年度 ～平成28年 度 (マル債) (平成26年 5月頃)	【問題事象-2】 電気保修課担当者Aは、年度計画データを確実に作り込み、年度計画により、当該機器の発注仕様書である1次主冷却系等設備点検の電気保修課分の技術仕様へ当該機器の点検を入れるべきであったが、当該機器の点検間隔/頻度を保全の有効性評価にて変更しようと考へおり、平成27年度及び平成28年度の仕様内容に取り込まなかった 【B-7】	【直接要因-1-1】 【D-1】（再掲のため省略）	【直接要因-1-1の対策】 【D-1】（再掲のため省略）	【組織要素を含んだ背後要因-1-1-1】 【F-1】（再掲のため省略）	【組織要素を含んだ背後要因-1-1-1の対策】 【F-1】（再掲のため省略）
		【直接要因-1-2】 【D-2】（再掲のため省略）	【直接要因-1-2の対策】 【D-2】（再掲のため省略）	【組織要素を含んだ背後要因-1-1-1】 【E-2】（再掲のため省略）	【組織要素を含んだ背後要因-1-1-1の対策】 【E-2】（再掲のため省略）	
		【直接要因-2-1】 プラント保全部には、「もんじゅ物品等調達管理要領」に記載する仕様書の記載ルールに対し、TLとして未点検機器の発生を防止するため、必要な点検が仕様書に取り込まれていることを確認すべきことをマニュアルに定めておくべきであったが、「もんじゅ物品等調達管理要領」に記載する調達要求事項に対し、「もんじゅ物品等調達管理要領」に記載する仕様書の記載ルールのチェック、未点検機器の発生を防止するため必要な点検が仕様書に取り込まれていることを確認するチェックを定めたマニュアルはなかった 【E-8】	【直接要因-2-1の対策】 電気保修課長は、「工事計画作成マニュアル」を所管する保全管理課長に以下の対応を依頼し、結果を確認する。 ・契約請求時に作成する仕様書について、TLが確認を行う際の留意点を追加する。	【組織要素を含んだ背後要因-2-1-1】 プラント保全部は、保守管理業務に必要な多種のQMS文書をパッケージ化し、保守管理業務に従事する担当者、TLのQMS文書の理解力向上、業務のアウトプットにバラつきを減少させるため、マニュアルを定めるべきであったが、保守管理業務に必要な多種のQMS文書をパッケージ化したマニュアルを規定していなかった	【組織要素を含んだ背後要因-2-1-1の対策】 保守管理業務に必要な多種のQMS文書について、作成時及び審査時の留意点等を明確にし、複数のQMS文書で定められているプロセスを一つの文書として纏めたマニュアルを規定するため、作業開始前に計画書を策定する。	

対策整理表(2/3)

添付資料-1

No.	段階	問題事象	直接要因	直接要因に対する対策	組織要素を含んだ背後要因	組織要素を含んだ背後要因に対する対策
3 平成27年度 マスター工 程作成段階 (平成27年 1月～2月 頃)	【問題事象-3】 電気保修課担当者Aは、平成27年度マスター工程作成段階に使用する年度計画データを確實に作り込み、そのデータを使用るべきであったが、当該機器の点検間隔/頻度を保全の有効性評価にて変更しようと考えており、平成27年に実施するための調整を行わなかった【B-9】	【直接要因-1-1】【D-1】(再掲のため省略)	【直接要因-1-1の対策】【D-1】(再掲のため省略)	【組織要素を含んだ背後要因-1-1-1】【F-1】(再掲のため省略)	【組織要素を含んだ背後要因-1-1-1の対策】【F-1】(再掲のため省略)	
	【直接要因-1-2】【D-2】(再掲のため省略)	【直接要因-1-2の対策】【D-2】(再掲のため省略)	【組織要素を含んだ背後要因-1-1-1】【E-2】(再掲のため省略)	【組織要素を含んだ背後要因-1-1-1の対策】【E-2】(再掲のため省略)		
	【直接要因-1-3】【E-5】(再掲のため省略)	【直接要因-1-3の対策】【E-5】(再掲のため省略)	【組織要素を含んだ背後要因-1-1-1】【G-5】(再掲のため省略)	【組織要素を含んだ背後要因-1-1-1の対策】【G-5】(再掲のため省略)		
4 平成28年度 年度計画作 成段階 (平成27年 4月～5月 頃)	【問題事象-4】 電気保修課担当者Aは、長周期で点検実績がない機器が保全の有効性評価の承認を得ることが困難であると認識した際、点検を行うために関係者と調整を実施すべきであったが、保全の有効性評価の承認を得られないリスクを考え、平成28年度に実施するために予算を確保するべく平成28年度 年度計画に○をつけることとした【B-11】	【直接要因-4-1】 「工事計画作成マニュアル」には、年度計画作成時にプラント状態に照らして点検できない月のタスクが抽出されているか、などの作成時の留意点、さらにそれを確認した際に当該年度の年度計画であってもレビュー・改正することが規定されているべきであったが、年度計画作成・改正時の留意点が規定されていなかった【D-11】	【直接要因-4-1の対策】 電気保修課長は、「工事計画作成マニュアル」を所管する保全管理課長に以下の改正を依頼し、結果を確認する。 ・保全計画が改正された場合、年度計画をレビュー・改正すること及びその具体的方法を追加する。	【組織要素を含んだ背後要因-1-1-1】【F-11】(再掲のため省略)	【組織要素を含んだ背後要因-1-1-1の対策】【F-11】(再掲のため省略) 及び下記の対策を実施する。 ・電気保修課長は、管理職とチームリーダ、チームリーダと担当者間の報告・連絡・相談の徹底によって、各課室が取り組む課題に係る対応の進捗や課題を把握・管理し、週毎にフェイス・トゥ・フェイスでの指導・支援を実施する。	
	【直接要因-1-3】【D-12】(再掲のため省略)	【直接要因-1-3の対策】【D-12】(再掲のため省略)	【組織要素を含んだ背後要因-1-1-1】【F-12】(再掲のため省略)	【組織要素を含んだ背後要因-1-1-1の対策】【F-12】(再掲のため省略)		
5 担当者Aか ら担当者B への業務引 継ぎ段階 (平成27年 6月)	【問題事象-5】 電気保修課担当者Aは、出向解除となつた際、引継ぎ者である担当者Bに当該機器の状況を確実に伝えるべきであったが、担当者Bは当該機器の状況を伝えず、担当者Bは当該機器の点検は平成27年度に完了するものと思い込んでいた【B-13】	【直接要因-5-1】 「引継書作成・管理マニュアル」には、年度計画との紐付け、完結していない業務の仕掛け、未点検機器となる可能性のある機器に対して確実に引き継ぐこと、また引継ぎ後、交代者が、自設備の点検計画の点検間隔/頻度を確認し、年度計画に確実に反映できていることを確認することが規定されているべきであったが、引継ぎ際の留意点が不足していた【D-13】	【直接要因-5-1の対策】 電気保修課長は、「引継書作成・管理マニュアル」を所管する保全管理課長に以下の事項を追加し改正するよう依頼し、結果を確認する。 ①引継書作成に伴い、次の主旨を追加し、引継ぎ前者が確実な引継ぎを実施する。 ②年度計画との紐付け、完結していない業務の仕掛けを記載すること。 ③未点検機器となる可能性のある機器に対して確実に引き継ぐこと。 ④引き継がれる交代者に対する次の確認を追加する。 ⑤引継ぎ中、交代者が、自設備の点検計画の点検間隔/頻度を確認し、年度計画に確実に反映できていることを確認すること。 ⑥上位職は、引継ぎ後、交代者が自設備の点検計画の点検間隔/頻度を確認し、年度計画に漏れがないかを確認させること。	【組織要素を含んだ背後要因-5-1-1】 保全管理課は、出向者が多く頻繁に人が入れ替わることを考慮して、年度初めに業務の引継ぎを計画して、業務の着実な伝承ができるよう十分な期間を確保するとともに、作業内容の把握を確実にしておくべきであったが、引継ぎ計画がなく不十分な引継ぎになり段取りが不足していた【F-13】	【組織要素を含んだ背後要因-5-1-1の対策】 電気保修課長は、「引継書作成・管理マニュアル」を所管する保全管理課長に以下の改正を依頼し、結果を確認する (1)事前に予定される出向者の引継ぎに当たっては、以下の対応を図る。 ①早い段階で引継ぎに関する必要事項(引継書作成・管理マニュアル等の記載事項)を明確にすること ②出来るだけ前後担当者が線接触を行えるようにするなど、引継ぎの工程を業務管理表等で明確にすること ③関係者間で共有を図ること ④写真等の画像により理解しやすい工夫をすること ⑤作業中のノウハウ等の重要ポイント等を記載すること	
6 平成28年度 マスター工 程作成段階 (平成27年 12月)	【問題事象-6】 電気保修課担当者Bは、平成28年度 年度計画に予定している当該機器の点検予定の○を移動すべきではなかったが、平成27年11月に予熱制御盤A系の点検が終了したことを受け、今後の実績入力を踏まえ、平成27年12月に保守管理業務支援システムに示す当該機器を含む平成28年度に予定していた点検予定の○を一括で平成27年度へ移動した【B-15】	【直接要因-6-1】 電気保修課担当者Bは、年度計画が保守管理業務のコアプロセスであることを認識し、点検時期を踏まえた年度計画を確認すべきであったが、「保守管理業務支援システムに係わる保全データ管理マニュアル」又は「保守管理業務支援システム取扱説明書」には、担当者が点検予定を変更する際に年度計画を確認することが規定されていなかった【C-15】	【直接要因-6-1の対策】 「組織要素を含んだ背後要因-6-1-1の対策」にて直接要因の再発がカバーできるため、対策については「組織要素を含んだ背後要因-6-1-1」参照。	【組織要素を含んだ背後要因-6-1-1】 保全計画課は、「保守管理業務支援システムに係わる保全データ管理マニュアル」又は「保守管理業務支援システム取扱説明書」に点検予定の○を移動する際、点検時期を踏まえた年度計画を確認せることを取り決めておくべきであったが、「保守管理業務支援システムに係わる保全データ管理マニュアル」及び「保守管理業務支援システム取扱説明書」には点検予定の○を移動する際、点検時期を踏まえた年度計画を確認することを規定しなかった【D-15】	【組織要素を含んだ背後要因-6-1-1の対策】 (1)電気保修課長は、「保守管理業務支援システムに係わる保全データ管理マニュアル」又は「保守管理業務支援システム取扱説明書」を所管する保全計画課長に以下の改正を依頼し、結果を確認する。 ①点検予定の○を移動する際、移動する機器の点検時期に応じた年度計画(今回の場合はであれば、平成27年度、平成28年度)を確認し、年度計画に従った点検予定の移動であるかを確認させることを留意点として追加する。 【よりミスの発生を防止するためのシステム改修】 長期的には、人の手を介在することを少なくするため「保守管理業務支援システム」を主体的に使用し確実に業務を遂行する。電気保修課は、今後「年度計画」を確実に作成・管理できるようにするため、「保守管理業務支援システム」上で管理された次回点検期限や点検予定日のデータを基に自動で複数年度分の「年度計画」が抽出され、システムの情報とリンクした予算、工程の整合性確認が実施できるとともに、年度計画を基に作成された点検予定が担当者の判断のみで変更されることがないようシステムの改修を保全計画課長へ依頼し、結果を確認する。	

対策整理表(3/3)

No.	段階	問題事象	直接要因	直接要因に対する対策	組織要素を含んだ背後要因	組織要素を含んだ背後要因に対する対策
7	平成28年度マスター工程作成段階 (平成28年1月～2月頃)	【問題事象-7】 電気保修課担当者Bは、平成28年度マスター工程作成段階に使用する年度計画データを確認する際、当該機器の点検時期が平成28年5月であることを踏まえ、確実に点検が行える状況にならうことを確認するべきであったが、予熱制御盤については平成27年度に終了するという担当者Aからの引継ぎにより、当該機器に対する確認を行わなかった 【B-16】	【直接要因-7-1】 電気保修課TLは、担当者Bが「工事計画作成マニュアル」4.3(3)の定めにより、平成28年度 年度計画と対比して、点検対象機器/項目が網羅されているかを確認させなければならなかつたが、担当者Bに確認したかを聞いた際、問題ないという回答であったことから担当者の行ったプロセスを確認しなかつた 【C-16】	【直接要因-7-1の対策】 「組織要素を含んだ背後要因-7-1-1の対策」にて直接要因の再発がカバーできるため、対策については「組織要素を含んだ背後要因-7-1-1」参照。	【組織要素を含んだ背後要因-7-1-1】 電気保修課TLは、確認作業を担当者に任せきりにせず、ラインとしてのフォローやチェックを確實に実施するべきであったが、自ら確認しておらず、ラインとしてのフォローやチェックが出来ていなかつた 【D-16】	【組織要素を含んだ背後要因-7-1-1の対策】 電気保修課長は、管理職とチームリーダ、チームリーダと担当者間の報告・連絡・相談の徹底によって、各課室が取り組む課題に係る対応の進捗や課題を把握・管理し、週毎にフェイス・ツウ・フェイスでの指導・支援を実施する。 【よりミスの発生を防止するためのシステム改修】 長期的には、人の手を介在することを少なくするために「保守管理業務支援システム」を主体的に使用し確実に業務を遂行する。電気保修課は、今後「年度計画」を確実に作成・管理できるようにするために、「保守管理業務支援システム」上で管理された次回点検期限や点検予定日のデータを基に自動で複数年度分の「年度計画」が抽出され、システムの情報とリンクした予算、工程の整合性確認が実施できるようシステムの改修を保全計画課長へ依頼し、結果を確認する。
8	アラート警報表示段階 (平成28年1月～5月)	【問題事象-8】 電気保修課担当者Bは、平成28年1月～3月にかけ表示された点検予定に対するアラート及び平成28年3月～5月にかけて表示された点検期限に対するアラートを確認し、当該機器の状況に気付くべきであったが、平成28年1月～3月にかけ表示された点検予定に対するアラート及び平成28年3月～5月にかけて表示された点検期限に対するアラートに気付かなかつた 【B-18】	【直接要因-8-1】 電気保修課は、担当者Aが出向解除となり担当者Aの所管していた設備について担当者Bへの保守管理業務支援システムの担当者データを変更する際、担当者Aから担当者Bにするべきであったが、担当者Cと誤って入力されていることに気付かなかつた 【D-18】	【直接要因-8-1の対策】 電気保修課長は、「保守管理業務支援システムに係わる保全データ管理マニュアル」を所管する保全計画課長に以下の事項を追加し改正するよう依頼し、結果を確認する。 (1) 当該マニュアルに基づく保全データの変更について、TL等が確認する際の留意点を明記する。	【組織要素を含んだ背後要因-8-1-1】 保全計画課は、出向者が多く頻繁に人が入れ替わることを考慮して、担当者を変更する場合のデータ管理について課内での認証体制を確実にし、確実なデータを申請させることを規定するべきであったが、保全計画の大枠改正のデータのやり取りを主眼におき、確実なデータを申請させることを規定しなかつた 【F-18】	【組織要素を含んだ背後要因-8-1-1の対策】 電気保修課長は、「保守管理業務支援システムに係わる保全データ管理マニュアル」を所管する保全計画課長に以下の改正を依頼し、結果を確認する。 ・保全データ入力以外で、保全データを変更する際に作成する様式-1「保守管理業務支援システム 保全データ変更申請書」の確認について「申請内容に誤りがないこと(例:担当者の変更の場合、変更後の担当者に誤りがないか等)」を追加する。
9	実績管理段階	【問題事象-9】 保全管理課が作成した「保全計画作業実績管理要領」では、次回点検期限までに点検開始したことを確認の管理が行える仕組みとするべきであったが、点検実績のみが管理されている仕組みとなっていた 【B-22】	【直接要因-9-1】 保全管理課は、前倒しした点検等を管理するために、確実な年度計画を基に当該年度に実施予定の点検が開始されたこと及び期限までに点検が完了していることを仕組みの中で明確にするべきであったが、「保全計画作業実績管理要領」では、当該月に点検期限を迎える項目等の実績管理がメインとして記載されていた 【C-22】	【直接要因-9-1の対策】 「組織要素を含んだ背後要因-9-1-1の対策」にて直接要因の再発がカバーできるため、対策については「組織要素を含んだ背後要因-9-1-1」参照。	【組織要素を含んだ背後要因-9-1-1】 保全管理課は、点検実績を確実に管理するため、確実な年度計画に基づき、点検予定と点検実績管理を行うべきであったが、仕組みを構築する際、年度計画との紐付けを検討せず、次回点検期限までに点検を開始したことの確認管理が行える仕組みとしていた 【D-22】	【組織要素を含んだ背後要因-9-1-1の対策】 (1) 電気保修課長は、「保全計画作業実績管理要領」を所管する保全管理課長以下の改正を依頼し、結果を確認する。 ・次回点検期限までに点検を開始したことを確認・管理するために、3ヶ月分の点検予定のアラートリストと年度計画を比較し確認するプロセスを追加する。 【よりミスの発生を防止するためのシステム改修】 (1) 長期的には、人の手を介在することを少なくするために「保守管理業務支援システム」を主体的に使用し確実に業務を遂行する。電気保修課は、今後「年度計画」を確実に作成・管理できるようにするために、「保守管理業務支援システム」上で管理された次回点検期限や点検予定日のデータを基に自動で複数年度分の「年度計画」が抽出され、システムの情報とリンクした予算、工程の整合性確認が実施できるようシステムの改修を保全計画課長へ依頼し、結果を確認する。
10	システムデータ抽出段階	【問題事象-10】 「工事計画作成マニュアル」には、4.1～4.3について保守管理業務支援システムからのリストの抽出は部内各課長が実施する規定であったが、実際の保守管理業務支援システムからはデータの抽出が容易ではなく、保全管理課が実施していた 【B-23】	【直接要因-10-1】 保全管理課は、部内各課が保守管理業務支援システムよりリストの抽出は点検計画の改正頻度が高く年度計画データに点検計画データの改正部分をマクロで上乗せするような高度なマクロ技術が必要であることを踏まえ、保全管理課が実施するよう「工事計画作成マニュアル」を改正した上で実施すべきであったが、当該マニュアルの改正を行わずに、保全管理課自らにてデータの抽出作業を行つた 【C-23】	【直接要因-10-1の対策】 「組織要素を含んだ背後要因-10-1-1の対策」にて直接要因の再発がカバーできるため、対策については「組織要素を含んだ背後要因-10-1-1」参照。	【組織要素を含んだ背後要因-10-1-1】 プラント保全部長は、定めた手順を遵守させるため、手順を拡大解説し実施している保全管理課が行う窓口業務について、プラント保全部内マニュアルを見直す必要があったが、保守担当課に引き渡す前の処理作業は保修計画課(現保全管理課)の業務の一つであると誤認し、部マニュアルの制定等の見直しを行つておらず、QMSの維持管理に関する理解が不足していた 【D-23】	【組織要素を含んだ背後要因-10-1-1に対する対策】 電気保修課長は、「工事計画作成マニュアル」を所管する保全管理課長以下の改正を依頼し、結果を確認する。 ・保全管理課又は保全計画課は、4.1及び4.3(1)の基になる年度計画データの抽出に係るプロセス及び部内各課への依頼プロセスを追加する。